**平成２９年（フ）第９１号**
福岡県田川市大字位登1244番地、前住所福岡県嘉穂郡桂川町大字吉隈1190番地１　あぐりＢ号
債務者　宮城美千代
１　決定年月日時　平成29年12月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月19日まで
福岡地方裁判所田川支部

**平成２９年（フ）第４７５号**
鹿児島県鹿児島市加治屋町11番５―312号
債務者　田中　順子
１　決定年月日時　平成29年12月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月19日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

**平成２９年（フ）第４９６号**
鹿児島県鹿児島市下伊敷３丁目75番16―503号
債務者　園田　義仁
１　決定年月日時　平成29年12月21日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月19日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

**平成２９年（フ）第５００号**
鹿児島県鹿児島市東谷山７丁目８番７号
債務者　中村　修平
１　決定年月日時　平成29年12月21日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月19日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

**平成２９年（フ）第５０８号**
鹿児島県鹿児島市平之町８番39号　エース平之町403号
債務者　河野　隆志
１　決定年月日時　平成29年12月21日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月19日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

**平成２９年（フ）第１３０号**
北海道小樽市新光１丁目13番12号　コーポ播摩２Ｆ右、前住所北海道小樽市銭函２丁目41番８号　菊地方
債務者　髙橋　啓子
１　決定年月日時　平成29年12月21日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月20日まで
札幌地方裁判所小樽支部

**平成２９年（フ）第１３５号**
北海道小樽市入船３丁目１番25号、前住所北海道登別市新生町４丁目12番地２
債務者　島田美津乃
１　決定年月日時　平成29年12月21日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月20日まで
札幌地方裁判所小樽支部

**平成２９年（フ）第８１号**
岩手県奥州市水沢区台町６番16号　Ｓｔｒｅａｍ　Ｓｔｙｌｅ310　Ｂ棟　203号室、旧住所岩手県奥州市水沢区真城字町屋敷60番地１　ブライトＭＡＣＨＩＹＡＳＩＫＩ　202号室
債務者　山口　高義
１　決定年月日時　平成29年12月21日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月20日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

**平成２９年（フ）第８２号**
岩手県奥州市水沢区字北栗林122番地９　ガーデンハウス伊藤　202号室
債務者　細越　　凌
１　決定年月日時　平成29年12月21日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月20日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

**平成２９年（フ）第１８３号**
茨城県龍ケ崎市馴馬町626番地１　コーポ深野203号室
債務者　今　　正一
１　決定年月日時　平成29年12月20日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月20日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

**平成２９年（フ）第６４６号**
川崎市高津区北見方１丁目20番６号　コーポ弥生　102
債務者　佐藤　和志
１　決定年月日時　平成29年12月20日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月20日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

**平成２９年（フ）第３９７号**
岐阜市野一色３丁目２番10―102号　（長森荘　Ｅ棟）、前住所岐阜市雲井町１丁目14番地
債務者　日露　憲昭
１　決定年月日時　平成29年12月21日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月20日まで
岐阜地方裁判所

**平成２９年（フ）第６４号**
滋賀県長浜市桜町143番地67
債務者　和泉みち子
１　決定年月日時　平成29年12月20日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月20日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

**平成２９年（フ）第１１５５号**
京都市右京区嵯峨天龍寺北造路町18番地５　嵯峨天竜寺団地２―301
債務者　奥野　奈々
１　決定年月日時　平成29年12月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月20日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２９年（フ）第１２６２号**
京都市上京区今出川通烏丸東入上る相国寺門前町701番地　大通院
債務者　鈴木　太一
１　決定年月日時　平成29年12月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月20日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２９年（フ）第６３３号**
兵庫県尼崎市蓬川町８番地　飛鳥グランドパレス307号
債務者　玉那覇一美
１　決定年月日時　平成29年12月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月20日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係